

## 翻 訳

労働法における解雇システム  
—日独法比較— 〈解題〉

和 田 肇

本稿は、2012年9月11日に名古屋大学で行われたロルフ・ヴァンク博士（ドイツ・ポッフム大学名誉教授）の講演「労働法における解雇システム——日独法比較」を翻訳したものである。翻訳は、広島大学の緒方桂子教授にお願いした。

講演では、ドイツの解雇法制について、日本法との比較を織り交ぜながら、包括的かつ詳細な解説と検討が行われた。また、講演後の質疑応答においては、「従業員10人未満の事業所に解雇制限法が適用されない理由は何か。またそのような事業所での解雇についてはどのような法規制が及ぶのか」、「整理解雇の際に、事業所委員会が被解雇者名簿作成に関与することで、同委員会が従業員の信頼を失うといったことはないのか」、「整理解雇の有効性判断にあたって、会社の財政状況はどのように関係するのか」、「一般平等法2条4項が、同法の適用範囲から解雇を除外した理由は何か」、「反復継続された有期労働契約の雇い止めについて、何らかの法的規制は及ぶのか。それはどういったものか」といったさまざまな質問が投げかけられ、これに対し、法制度、実務、立法経緯等を踏まえた明解な回答がヴァンク教授からなされた。

本講演は、日本の労働法の解雇法制やそれをめぐる解釈を考えるうえで非常に示唆に富むものであることから、ヴァンク教授の許可を得て、ここに掲載することにした。本稿は、講演で交わされた先の質疑応答を踏まえ、一部、加筆がなされている。

著者であるヴァンク教授について、簡単に紹介しておきたい。1943年生まれで、ケルン大学で研究生活に入られ、1985年からポッフム大学で教授を勤められ、2011年に定年退職している。会社法や民法につ

〈222〉 労働法における解雇システム—日独法比較—〈解題〉(和田)

いての著書等もあるが、研究の中心は労働法であり、「労働者概念」、「(偽装的)自営業者概念」の研究で知られている。日本法にも造詣が深く、2000年秋には名古屋大学で客員研究員として日独比較法研究に従事している。2012年9月に日独労働法協会(和田が代表理事を勤める)・独日労働法協会共催の国際シンポジウム(テーマ「労働法と市民法—日独法比較」)に報告者の1人として参加するために来日した機会に、和田と共同研究を行った。本講演はその一環である。

本稿は、科学研究費基盤研究(A)「標準的労働関係モデルの変容と労働法改革の展望」(研究代表・和田肇)の成果の一部である。